

○所沢市道路占用工事標準条件書

第1章 総 則

(原則)

第1条 工事は、許可の内容によるほか、この条件書に基づき施工しなければならない。なお、協議による回答も同様とする。

2 道路占用者又は施工業者（以下「道路占用者等」という。）は、許可の内容又はこの条件書によりがたい事情が生じた場合は、すみやかに道路管理者に報告して指示を受けなければならない。

3 前項の指示により添付図書に変更が生じたときは、当該図書を修正して提出しなければならない。

4 本条件書のほかに道路管理者が必要と認めた場合には特記指示（書）を付加する。

5 特記指示（書）は、本条件書に優先するものとする。

(工期の遵守)

第2条 工事は、許可書に記載した工期内に完成させること。

(着工届の提出)

第3条 着工届は、工事の施工に着手する5日前までに届け出なければならない。

(境界石等)

第4条 道路占用者等は、境界石（測量基準点）は、位置及び高さに変動のないように必要な処置を講じなければならない。ただし、工事の状況により移設の必要が生じた場合には、道路管理者の指示により移設又は撤去し、工事完了後、道路管理者の立会い確認を受け、原状に回復するものとする。

(工事の施工の周知)

第5条 道路占用者等は、工事の施工に先だって、沿道住民に工事の内容、工期等を十分に周知しなければならない。

(施工計画書)

第6条 施工計画書は、次に掲げる事項を記載し、申請書に添付し提出すること。

- (1) 占有者の氏名又は名称
- (2) 工事の場所
- (3) 路線名
- (4) 監督者の職、氏名、連絡先
- (5) 施工業者
- (6) 現場責任者の職、氏名、連絡先
- (7) 工期及び工程
- (8) 現場組織図
- (9) 工程ごとの使用機械又は施工方法
- (10) 工程ごとの使用材料
- (11) 施工管理
- (12) 安全管理
- (13) 仮設置計画
- (14) 緊急時の対策（第11条の対策をいう。）
- (15) その他道路管理者が必要と認める事項

(状況写真の常備)

第7条 施工業者は、工事現場の状況の変化又は工事の施工状況の後日に確認できるよう次の各号に掲げるところにより、写真に撮影して常備しなければならない。

- (1) 工事着手前の現場写真（街路樹等を含む）
- (2) 工事完了後、外部から明視できない構造物
- (3) 工事完了後確認できない重要な工程ごとの施工状況

(材料の品質管理)

第8条 施工業者は、道路の復旧に使用する材料を工事の進捗に合わせて手配し、常に品質及び規格を満足するように管理するとともに、道路管理者がその資料の提出を求めた場合は、すみやかに提出しなければならない。

(工事現場の管理)

第9条 施工業者は、工事材料及び機械器具類を一般の交通の妨げとならないよう常に整理し、工事の進捗に応じて逐次道路区域外に搬出しなければならない。

2 施工業者は、工事現場が他の道路占有者による工事現場と隣接する等の場合は、相互協調して紛争を起こさないようにしなければならない。この場合において、迂回路等についても調整すること。

3 工事施工中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 道路の構造に影響をおよぼす行為
- (2) 安全かつ円滑な一般交通を妨げる行為
- (3) 公衆に迷惑を及ぼす行為

4 工事の施工時間（材料の搬出入その他の準備を含む）は、午前9時より午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日の施工は避けること。ただし、沿道住民の承諾が得られた場合はこの限りでない。

（事故防止対策）

第10条 施工業者は、工事施工中において事故防止に万全を期するとともに平素から事故の発生に対処する必要な対策及び工事現場の保守並びに安全対策をたてておかななければならない。

2 前項の対策等は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年国土交通省告示第496号。以下「要綱」という。）又は「土木工事安全施工技術指針」（令和2年国土交通省大臣官房技術調査課）若しくは「埼玉県道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和50年埼玉県）の規定に基づくものとする。

3 第1項の対策等は施工計画書の施工管理又は安全管理をもってかえることができる。

4 道路管理者は、工事施工中において、第2項の規定にかかわらず要綱又は工事現場の標示施設設置基準の規定を超えた施設等を措置するよう指示することがある。

（事故の発生の対策）

第 1 1 条 施工業者は、前条第 1 項のほか事故の発生するおそれがある場合又は事故が発生した場合における応急措置の方法及び事故の復旧方法を定めておかなければならない。

(騒音振動対策)

第 1 2 条 工事の施工にあたっての騒音振動対策については「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に従い、騒音振動の防止又は軽減を図るよう努めなければならない。

(保安)

第 1 3 条 施工業者は、工事施工中において、熟練した交通整理員を必要箇所に配置するとともに保安要員に巡視点検させ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。

(路面の維持)

第 1 4 条 施工業者は、工事現場付近の路面は常に良好な状態を保つとともに、路面、排水施設等に補修及び清掃の必要が生じた場合にはすみやかに処理しなければならない。

(工事現場の照明)

第 1 5 条 工事施工が夜間の場合は、「道路工事保安施設設置基準」(令和 5 年埼玉県)に準拠し、照明施設を設置しなければならない。

(完了届の提出)

第 1 6 条 道路管理者等は、工事が完了したときは、7 日以内に完了届に第 7 条に規定する写真及び施工写真を添えて、道路管理者に提出しなければならない。

(検査の時期及び方法)

第 1 7 条 検査は完了を届け出た以後、すみやかに受けなければならない。ただし、道路管理者が必要と認めるときは、工事の完成前の検査を行うことができるものとする。

(手直しの指示及び再検査)

第 1 8 条 道路管理者は、前条の検査の結果、工事が許可の内容又はこの条件書に基づき施工されていない場合は手直しを指示することがある。

2 前項の指示を受けた後、すみやかに指示に基づく施工を完了し再検査を受けなければならない。

(工事の中止)

第 19 条 道路管理者は、この条件書を履行せず又は履行が不完全であると認める場合は、工事の全部又は一部の中止等の指示をすることができる。

2 道路占用者等は、前項の指示を受けたときは、当該指示に基づき工事の中止等をしなければならない。

(関係官公署との連絡)

第 20 条 道路占用者等は、工事の施工に係る官公署及び企業体とは常に緊密な連絡を保つよう努めなければならない。

(第三者に対する損害等の処置)

第 21 条 工事に起因した次に掲げる事項を生じさせた場合は道路占用者等の責任において解決しなければならない。

- (1) 第三者に損害を与えた場合
- (2) 第三者との間で紛争が生じた場合

2 道路占用者は、前項各号の事項が生じた場合又は解決を図るため交渉を行った場合は、その内容を道路管理者に報告しなければならない。

(工事用車両、機械器具類の選定)

第 22 条 施工業者は、工事に使用する特殊車両、機械器具類等は、道路の幅員等を考慮し、道路構造物、他占用物件、樹木等に支障を与えることのない機種を選定すること。

(他の占用物件の移設)

第 23 条 道路占用者等は、工事により新たに他の占用物件の移設が生じた場合は、当該占用物件の管理者とその措置方法を協議し、当該協議の結果を道路管理者に報告しなければならない。

2 道路占用者等は、前項の協議により他の占用物件の数量が増加又は減少する場合は、当該占用物件の管理者に道路占用許可申請又は道路占用協議の必要な手続をとらせなければならない。

(責任期間)

第 24 条 占用工事の責任期間は、竣工検査完了の日から 2 年間とし、責任期間中に復旧箇所が破損した場合又は復旧工事に起因す

る影響が周囲の路面にあらわれた場合は、道路占用者等の負担において復旧を行うこと。ただし、街路樹については1年間とする。

第2章 掘削工

(掘削規制)

第25条 道路の不経済な損傷を防止するため掘削規制年限の期間中は、原則として舗装道路を占用工事等により掘削させないものとする。

2 前項に規定する掘削規制年限は、次のとおりとする。

- (1) セメント・コンクリート舗装及び主要幹線についてはおおむね5年とする。
- (2) その他については、おおむね3年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては占用工事ができるものとする。

- (1) 漏水、ガス漏れ等で緊急に修繕をする場合
- (2) 道路管理者との協議により特例が認められた場合

4 前項第1号の工事を施工した場合は遅滞なく道路管理者に報告し、所定の手続きをとること。

(舗装切断の方法等)

第26条 舗装の切断及び掘削は次の各号に掲げる方法により施工しなければならない。

- (1) 舗装の切断は、コンクリートカッターを用いて直線かつ路面に垂直に行うこと。
- (2) 掘削により他の舗装部の浮き上り又は亀裂を生じさせないこと。
- (3) 掘削は溝掘り又はつぼ掘り若しくはこれに準ずる工法によること。
- (4) 掘削の方法として、えぐり掘りを行わないこと。
- (5) 道路を横断して掘削する場合は、片側交互交通が図れるよう一車線を確保すること。

- (6) 第31条の規定により確認された埋設物に接近して掘削する場合は、特に破損等に留意し、人力で施工すること。
- (7) 沿道に接近して掘削する場合は、民地の出入りを妨げることのないよう措置すること。
- (8) 掘削された土砂等を道路に堆積しないこと。
- (9) 掘削された舗装の破壊片を路上で小割りしないこと。
- (9) 掘削により消失した道路標示及び区画線標示は仮復旧完了後ただちに復旧すること。
- (10) 掘削面積は当日中に復旧可能な範囲とする。

(湧水等の処理)

第27条 工事の施工中に湧水又は溜り水（以下「湧水等」という。）が生じた場合は、土砂の流出又は地盤のゆるみの防止を措置しなければならない。

- 2 湧水等が多量である場合の前項の措置方法はグラウト工法とする。
- 3 湧水等は路面に放流してはならない。
- 4 湧水等を排水施設に放流する場合は、その管理者の承諾を得て、ろ過施設等を設け放流すること。

(土留めの方法)

第28条 土留工は、次の各号に掲げる方法により施工しなければならない。

- (1) 杭又は矢板を打設する場合は、第31条の規定により確認された埋設物の安全を確保して行うこと。
- (2) 土留板は、掘削後ただちにはめ込むこと。
- (3) 土留板と掘削土壁の間は、すき間が生じないように入念に施工すること。
- (4) 切梁は、座屈、落下等のないように行うこと。

(特殊工法)

第29条 アースアンカー、ウェルポイント、連続杭、連続地中壁、凍結工法、注入工法、グラウト工法等の特殊な工法を用いる場合は、詳細な資料（工法の安全性確認及び関係調査の資料）を申請書に添付すること。

(杭、矢板又は不要管の埋めごろし禁止)

第30条 杭又は矢板は、埋めごろししてはならない。ただし、道路の構造上又は安全上やむを得ないと思われる場合は、道路管理者の承諾を得て埋めごろしできるものとする。

2 新設管埋設に伴い生じた不要管は、埋めごろししてはならない。

第3章 埋設物等

(埋設物等の確認)

第31条 施工業者は、工事の施工に先だって、再度施工区域及びその周辺の他の埋設物について、次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 種類
- (2) 位置
- (3) 構造
- (4) 埋設等の時期
- (5) 管理者
- (6) その他道路管理者が指示する事項

(ガス管等の安全対策)

第32条 前条の確認後、新たに他の埋設物が確認された場合又はすでに他の埋設物が確認されている場合で、当該埋設物がガス管又は石油管であるときの第10条第1項の対策は、同条第2項の他、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 工事の施工に立会うガス事業者等が巡遣する監督者
- (2) ガス等の漏えいが発生した場合の通報責任者
- (3) 前項第2号の監督者又は、通報責任者が通報する期間及び通報の方法
- (4) ガス等の漏えいを付近住民に周知する警報方法
- (5) 緊急処置機械の配備計画

(6) 緊急措置等の方法

(7) その他道路管理者が指示する事項

(火気の使用制限)

第33条 引火のおそれのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機等の火気を発生する機械器具を使用してはならない。

(埋設物の防護)

第34条 工事により埋設物を受け防護、吊り防護、露出等するときは、当該埋設物の管理者とその措置方法について十分な調整を行わなければならない。

2 道路占用者等は、前項の協議結果について、道路管理者に報告しなければならない。

(埋設物の明示)

第35条 工事により敷設する埋設物が、電線水管、下水道管、ガス管又は石油管である場合は、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の3の2の規定により、当該占用物件の名称、管理者、埋設の年その他保安上必要な事項を明示しなければならない。ただし、各戸に引込むために埋設するもの及び道路法施行規則で定めるものを除く。

(1) 明示材料 シート幅10センチメートル以上

(2) 明示色

ア	電 話	赤色
イ	水 道	青色（工業用水 白色）
ウ	下水道	茶色
エ	ガ ス	緑色
オ	電 気	オレンジ色
カ	石 油	黄色

第4章 路面の覆工

(路面覆工の方法)

第36条 覆工板は原則としてずれ止めのついた鋼製又はP・Cコンクリート製を使用し、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品を次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。

- (1) はねあがり及びばたつきをおこさせないこと。
- (2) 振動によるゆるみを生じさせないこと。
- (3) 各覆工板の間にすきまを生じさせないこと。
- (4) 舗装路面と覆工板の接合部は段差のないように施工しなければならない。やむを得ず段差が生じた場合は、縦横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならない（縦断方向は5%以下ですり付け、必要に応じ、「段差」の標示板を設置するものとする）。
- (5) 覆工板表面の滑り止め機能が低下した場合は取り替えを行うこと。
- (6) 前号の取り替えのため予備覆工板を現場付近に用意しておくこと。

(歩道の覆工)

第37条 歩道の覆工は在来の歩道形状を保持する構造とし、かつ、すき間のないように取り付け、必要に応じて歩車道の境界には防護柵を設置しなければならない。

(覆工部の開口)

第38条 覆工部は、材料の搬出入の作業をする場合を除き、開口して出入口としてはならない。

2 前項の作業をする場合は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 開口部周囲は、高さ1.2メートル以上の囲いをし、確認しうる色彩とするほか、保安施設を設けること。
- (2) 作業中は専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止すること。
- (3) 取りはずした覆工板は作業区域外に放置しないこと。
- (4) 夜間の作業である場合は照明設備を設置すること。

- (5) 開口部の出入口は原則として作業場内に設け車道部分に設置しないこと。
- (6) 作業が終了したときは、ただちに覆工板を復元すること。

第5章 特殊工法

(推進工法、シールド工法の施工方法)

第39条 推進工法又はシールド工法による工事は、次の各号に掲げる方法により施工しなければならない。

- (1) 押し込み口、到達口の掘削、土留工又は路面の覆工は、第2章、第3章、第4章の規定を準用すること。
 - (2) 覆工背面と地山の間は、十分に填充すること。
 - (3) スキップには、土砂の飛散等を防止するため、囲い及び安全施設を設けること。
 - (4) スキップの外観及び囲いは、環境を損なわないようにすること。
- 2 前項の工法による工事の施工においては、次の各号に掲げる事項を的確に把握しておかなければならない。
- (1) 施工状況
 - (2) 進捗状況
 - (3) 工事現場及びその付近の次に掲げる時期ごとの路面の高さ
 - ア 工事の着手前
 - イ 工事の施工中
 - ウ 工事の完了後
- 3 グラウトの工法、注入量、及び材料の配合については、関係資料を道路管理者に提出しなければならない。ただし、薬液注入工法を行う場合には「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年建設省官技発第160号建設事務次官通達）によるものとする。

第6章 復旧工事

(復旧の原則)

第40条 復旧工事は原則として即日で行い、道路を一般交通に開放しなければならない。

2 復旧工事の際、掘削箇所内に工事資材等を残置させてはならない。

3 第1項にかかわらず舗装の復旧を仮に施工（以下「仮復旧」という。）し、その後に許可の内容による復旧（以下「本復旧」という。）を施工する場合の仮復旧期間は、おおむね1ヵ月としなければならない。

(路床の使用材料及び施工方法)

第42条 路床の使用材料は砂・埋戻し用砂質土又は改良土とし、次の各号に掲げる方向により施工しなければならない。

(1) 掘削底部からの埋戻しの仕上り厚は、一層ごとに20センチメートル以下とすること。

(2) 各層ごとの締固めは、ランマーその他の適当な締固め機械で十分に行うこと。

(3) 締固めの際には埋設物を破損しないように十分に注意すること。

(4) 湧水等は、これを排除しながら施工すること。

(5) 上記の材料以外を使用するときは、道路管理者と協議すること。

(路盤の使用材料及び施工方法)

第42条 路盤の使用材料は、下層路盤にあつては切込碎石、上層路盤にあつては粒調碎石とし、次の各号に掲げる方法により施工しなければならない。

(1) 下層路盤の埋戻しの仕上り厚は、一層ごとに20センチメートル以下とすること。

(2) 上層路盤の埋戻しの仕上り厚は、一層ごとに15センチメートル以下とすること。

(3) 前第2項の各層の締固めは、振動ローラーその他適当な締固め機械で十分に行うこと。

(アスファルト乳剤の規格)

第43条 プライムコートの使用材料はPK-3とし、タックコート
の使用材料はPK-4とする。乳剤散布後、交通を解放する場
合は砂散布を行うこととする。

(舗装の使用材料及び施工方法)

第44条 舗装の使用材料は、加熱アスファルト混合物（以下「混
合物」という。）とすること。この場合において、許可の時点で指
定する幹線道路及び駅前広場付近については、仮復旧においても
次の各号に掲げる方法で施工しなければならない。

(1) 混合物の運搬は、よく清掃したダンプトラックを使用するこ
と。

(2) プラントからの搬出後は、保温に十分な配慮をすること。

(3) 次の混合物は使用しないこと。

ア 敷均しのときに分離が生じているもの。

イ 敷均しのときに温度が摂氏120度を下回っているもの。

(4) プライムコート又はタックコートを施工した下層表面の欠損
は舗装前に修復すること。

(5) 舗装は降雨のとき及び下層表面がしめっているときは施工し
ないこと。

(6) 舗装の縦目及び絶縁部は、十分に締固め密着させること。

2 混合物は許可の内容に基づき下表の区分に従った材料のものを
使用しなければならない。

区 分	車 道						歩 道
用 途	表 層				基 層		表 層
混 合 物 の 種 類	密 粒 度				粗粒度		細粒度
	ア ス コ ン				アスコン		アスコン
最 大 粒 径 （ mm ）	13		20		20		13
締 固 め 回 数	75	50	75	50	75	50	50
安 定 度 （ kg ）	750 以上	500 以上	750 以上		500 以上		500 以上
フロー値(1/100cm)	20 ～ 40						
空 げ き 率 （ % ）	3 ～ 6				3～7		3～6
飽 和 度 （ % ）	70 ～ 85				65～85		70～85

(仮復旧期間の現場管理)

第45条 仮復旧期間中の現場は、次の各号に掲げる措置を講じて的確な管理をすること。

- (1) 仮復旧期間を標示するため、下図の仮舗装区間標示板を交通の支障とならず、かつ通行者が明視できる場所を選定し、強風等により倒れることのない措置を講じること。

550 mm				
仮 舗 装 区 間				
あり まし たら 下記 へご 連絡 くだ さい。	舗 装 を 行 い ま す が 、 お 気 づ き の 点 が	復 旧 箇 所 が 十 分 に 固 ま っ て か ら 本	一 時 解 放 し ま し た 。	が 完 了 し た の で 仮 舗 装 を し て 交 通 を
皆 様 の 御 協 力 に よ り 〇 〇 埋 設 工 事				
占 用 者 名				
電 話 番 号				
請 負 業 者 名				
電 話 番 号				
1400 mm				

- (2) 定期的に現場の点検を行い、次の事項の確保を図ること。

ア 道路構造の保全

イ 安全かつ円滑な交通確保

ウ 騒音又は振動の未然防止

- (3) 前号の点検により現場の異常を発見した場合は、すみやかに補修を行うこと。

(本復旧の施工)

第46条 本復旧は、掘削部分又は仮復旧部分に原形復旧幅による影響部分を加えて施工しなければならない。なお影響幅は、所沢市の復旧基準をもとに道路占用者等と道路管理者の2者による現場立会い等により決定する。

- 2 本復旧の施工は 第26条第1号、第2号及び第7号から第9号までの規定並びに第43条の規定を準用する。

(受託復旧の負担金の納付)

第47条 道路占用者は、本復旧の工事を道路法（昭和27年法律第180号）第38条第1項の規定に基づき、道路管理者に委託した場合は、当該工事の施工に要する費用を道路復旧費として納付しなければならない。

(受託復旧に係る仮復旧期間の管理)

第48条 受託復旧に係る工事現場は、本復旧工事に着手するおおむね1ヵ月の間、道路占用者において管理しなければならない。

- 2 前項の場合の管理方法は、第45条の規定を準用する。

第7章 そ の 他

(道路の附属物に対する処置)

第49条 道路占用者等は、工事の施工により新たに道路の附属物又は施設の移設等の必要が生じた場合は、第1条第2項に規定する指示を受けること。

- 2 工事に起因した道路の附属物又は施設の損傷は、道路占用者等の責任において原状に回復しなければならない。

- 3 前項にかかわらず本復旧の工事を受託することとしている場合は、併せて原状に回復する工事を受託することがある。

- 4 本復旧により消失した道路標示、区画線標示等は、工事完了後、溶着式ペイントにて原形復旧すること。

(路肩又は法面の復旧)

第50条 路肩又は法面は、原状に復旧しなければならない。

(防護柵等)

第51条 工事のためやむを得ずガードレール等の防護柵を一時撤去した場合には、すみやかに原形復旧すること。

(保安施設)

第52条 保安施設については、「道路工事保安施設設置基準」(令和5年埼玉県)に準拠して実施するとともに、工事が占用工事であることを道路利用者において明確に識別できるような標示板を設置しなければならない。

(占用の場所)

第53条 地下に占用物の埋設を行う場合、路盤下より0.3メートル以上の距離を確保すること。なお、工事実施上やむを得ず0.3メートル確保出来ない場合は、道路管理者と協議すること。

(占用物の構造)

第54条 下水道の占用において、マンホールを設置する場合、重車両(T-25)に耐えられる次の製品を使用すること。

- (1) マンホール本体については、0号マンホール(内径750mm 円形)以上とする。
- (2) マンホール蓋については、 $\phi 600\text{mm}$ の鉄蓋とする。

なお、市に寄附採納の予定がないものについても同様の構造とし、既設物に接続する場合は、所定の手続きをとること。